

公立大学法人横浜市立大学
医学部、医学研究科及び附属2病院における倫理運営委員会規程

制 定 平成28年3月8日規程第9号
最近改正 平成28年4月1日規程第47号

(目的)

第1条 横浜市立大学医学部、医学研究科、附属病院及び附属市民総合医療センター(以下「医学部等及び附属2病院」という。)における医学研究、臨床研究及び診療が、倫理的原則に基づき、医学的、倫理的及び社会的に適正な実施を保証するため、医学部等及び附属2病院における倫理運営委員会(以下「倫理運営委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 倫理運営委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 医学研究倫理委員会、ヒトゲノム遺伝子研究等倫理委員会、附属病院研究倫理委員会、附属市民総合医療センター研究倫理委員会、附属病院臨床倫理委員会、附属市民総合医療センター臨床倫理委員会、附属病院臨床試験審査委員会及び附属市民総合医療センター臨床試験審査委員会(以下「各倫理委員会」という。)の横断的運営に関すること
- (2) 医学部長、医学研究科長、附属病院長及び附属市民総合医療センター病院長からの諮問及び提言・勧告に関すること
- (3) 教育及び人材育成等に関する、倫理的・社会的及び医学的配慮のもとに行われていることを確保するために必要なこと
- (4) 国、自治体及び学術研究機関等との連携に関する事項
- (5) 各倫理委員会と利益相反委員会との連携に関する事項
- (6) 時代の変化に対応した倫理制度の検討及び構築に関する事項
- (7) 倫理指導者制度の運用に関する事項
- (8) その他、倫理委員会全体に関する事項

2 各倫理委員会が審議の対象とする事項は、倫理運営委員会の対象外とする。

(委員)

第3条 倫理運営委員会は、次の委員で構成される。

- (1) 各倫理委員会から各委員長及び各委員長が委員の中から指名する者 各1名
- (2) 法学、人文・社会科学の学識経験者 1名
- (3) 学外の法律等を専門とする有識者又は経験者 1名

2 委員長は、委員の互選により選出し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長が指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在又は事故等あるときは職務を代行する。

(運営)

第4条 倫理運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 倫理運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(緊急倫理運営委員会)

第5条 委員長は、緊急性を要する審議案件と判断したときは、緊急倫理運営委員会を召集し、開催することができる。

(部会)

第6条 委員長は、第2条に定める所管事項を検討するにために必要な部会を設置することができる。

2 部会長は、委員長が指名する。

3 部会委員は、次の者から部会長が推薦し、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

(1) 各倫理委員会の委員

(2) 当該分野に関する学識のある医学部等及び附属2病院の教職員

(3) 当該分野に関する学識のある他学部等を含む外部委員

(事務局)

第7条 委員会に係る事務局は医学・病院統括部臨床研究推進課倫理担当が所管する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学術院医学群調整会議の議を経て決定する。

附 則（平成28年規程第9号）

(施行規則)

この規程は、平成28年3月9日から施行する。

附 則（平成28年規程第47号）

(施行規則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。